

(別表1) 設置する設備の要件

- ・本補助金の交付を受けて導入する設備等については、『建築設備耐震設計・施工指針』（監修：独立行政法人建築研究所）等に基づき、評価・施工を実施すること。
- ・補助対象設備（省エネルギー設備を除く。）の設置にあたっては、耐震クラス「S」で設置すること。
- ・設備区分ごとに以下の要件を満たすこと

区分	内容								
再生可能エネルギー設備	<p>(1) 太陽光発電設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・FIT（固定価格買取制度）による売電やFIP制度の活用は不可</li> <li>・電力系統に対し、余剰電力を逆潮流させないこと。</li> <li>・導入する設備から得られるエネルギー量が、原則として対象施設で平時に使用するエネルギー量を考慮した適正な量であること。</li> </ul>								
蓄電池設備（据置（定置）型）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・停電時のみに利用する非常用予備電源ではないこと。</li> <li>・原則、系統からの充電は行わず、再生可能エネルギー設備によって発電した電気を蓄電するものとし、蓄電池からの出力を逆潮流させないこと。</li> </ul> <p>ただし、次の①～③を満たし、効率的な運転を行う場合においてはこの限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①災害時に必要な電力量を確保すること</li> <li>②余剰電力を発生させないこと（やむを得ない場合を除く）</li> <li>③再生可能エネルギー設備等によるエネルギー供給量が把握可能で、CO2削減効果の実績を把握できるよう措置すること</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。</li> <li>・系統からのエネルギー供給が無い場合にあっても、避難設備等の機能を維持することが可能となる適正な容量を確保すること</li> <li>・家庭用蓄電池設備（据置（定置）型）については、上記に加えて、次のア～カを満たすこと。</li> </ul> <p>※蓄電池設備（据置（定置）型）の区分は、4,800Ah・セル未満を家庭用、4,800Ah・セル以上を業務用・産業用とする</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア. 蓄電池パッケージ</td> <td> <p>蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること</p> <p>※初期実効容量は「JEM」格で定義された容量を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること</p> </td> </tr> <tr> <td>イ. 性能表示基準</td> <td> <p>定格出力、出力可能時間、保証期間、修理保証、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされている蓄電システムであること</p> </td> </tr> <tr> <td>ウ. 蓄電池部安全基準</td> <td> <p>○リチウムイオン蓄電池部の場合</p> <p>蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること</p> <p>※平成28年3月末までに、平成26年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011（一般社団法人電池工業会発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	ア. 蓄電池パッケージ	<p>蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること</p> <p>※初期実効容量は「JEM」格で定義された容量を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること</p>	イ. 性能表示基準	<p>定格出力、出力可能時間、保証期間、修理保証、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされている蓄電システムであること</p>	ウ. 蓄電池部安全基準	<p>○リチウムイオン蓄電池部の場合</p> <p>蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること</p> <p>※平成28年3月末までに、平成26年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011（一般社団法人電池工業会発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。</p>
区分	内容								
ア. 蓄電池パッケージ	<p>蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること</p> <p>※初期実効容量は「JEM」格で定義された容量を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること</p>								
イ. 性能表示基準	<p>定格出力、出力可能時間、保証期間、修理保証、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされている蓄電システムであること</p>								
ウ. 蓄電池部安全基準	<p>○リチウムイオン蓄電池部の場合</p> <p>蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること</p> <p>※平成28年3月末までに、平成26年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011（一般社団法人電池工業会発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。</p>								

	<p>○リチウムイオン蓄電池部以外の場合 蓄電池部が平成二十六年四月十四日消防庁告示第十号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること</p>
エ. 蓄電システム部安全基準 ※リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ	<p>蓄電システム部が「JIS C4412-1」または「JISC4412-2」に準拠したものであること ※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること ※平成28年3月末までに、平成26年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」または「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。</p>
オ. 震災対策基準 ※リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ	<p>蓄電容量10kWh未滿の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関（NCB）であること</p>
カ. 保証期間	<p>メーカー保証およびサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること ※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。 ※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。</p>
	<p>※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。 ※JEM規格初期実効容量が1.0kWh未滿の蓄電システムは対象外とする。</p>
上記に付帯する設備 ※上記の設備と併せて導入する設備	<p>(2) 充放電設備（通信・制御機器等を含む） 平時において、再生可能エネルギー発電設備等から電力供給可能となるよう措置されている場合に限る。 また、災害等による停電発生時において、本補助金を活用し、導入した車載型蓄電池から施設へ電力を供給すると計画している場合は、停電発生時に車載型蓄電池から当該施設へ電力供給可能となるよう措置されているものに限る。 (3) 充電設備（通信・制御機器等を含む） 平時において、再生可能エネルギー発電設備等から電力供給可能となるよう措置されている場合に限る。 (4) 配管等 (5) 自営線</p>